

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社アイ・リンクサービスと過半数労働代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で株式会社アイ・リンクサービスの派遣社員として従事する社員（以下「対象従業員」という）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 株式会社アイ・リンクサービスは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日付職発 0829 第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。
- (2) 地域調整については、就業地が所在する地域について通達別添3に定める「職業安定業務統計による地域指数」を適用する。
- (3) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、本給及び手当とは分離し労働基準法の定めにしたがって支給する。
- (4) 通勤手当については、本給及び手当とは分離し実費支給とし、第5条の通りとする。
- (5) ①退職手当については、本給及び手当とは分離し、前払い退職金とする。
②対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、別表1の2に定める額に5%を乗じた額（別表1の3、1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の本給は、原則として毎年7月に別表2に定める定期昇給を行う。ただし対象派遣社員の能力、技能、資格取得により次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：5年

Cランク：3年

Dランク：0年

ただし、能力、技能、資格の指標として各業務別ランクの等級と会社推奨資格の難易度及び要件は、別表「業務別ランク表」のとおりとする。

2 株式会社アイ・リンクサービスは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、勤務成績等に応じて昇給を行うものとする。

また、より高いランクの職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、令和6年3月31日在籍者については、現在の雇用契約が継続されている期間は、前規程を適用する。

(賞与)

第6条 賞与は、正社員と同一とし、支給なしとする。

(賃金の決定にあたっての評価)

第7条 本給の決定は、半期ごとに派遣先へのアンケート及び実業務で必要な職務能力と各ランクの職能能力を比較検討し決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条の定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第9章(福利厚生)及び第11章(職業評価及びキャリア

コンサルティング)の規定を準用する。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「アイ・リンクサービス教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年3月29日

株式会社アイ・リンクサービス 代表取締役 上田 二三夫 印

労働者代表 城戸 英孝 印

別表1 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

(同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係))

小分類	No.	地域名	地域指数	基準値に能力・経験調整指数を乗じた額値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
257:総合事務員 (福岡)	1	全国	100.0%	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
	2	福岡	95.2%	1,004	1,155	1,267	1,286	1,354	1,475	1,838
	3	福岡	退職金(5%) 上乘せ後	1,055	1,213	1,331	1,351	1,422	1,549	1,930
536:金属製品製 造工	1	全国	100.0%	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020
	2	福岡	95.2%	1,051	1,210	1,326	1,346	1,417	1,544	1,924
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,104	1,271	1,393	1,414	1,488	1,622	2,021
561:木製製品製 造工	1	全国	100.0%	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961
	2	福岡	95.2%	1,020	1,174	1,288	1,307	1,376	1,499	1,867
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,071	1,233	1,353	1,373	1,445	1,574	1,961
571:一般機械器 具組立工	1	全国	100.0%	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
	2	福岡	95.2%	1,089	1,253	1,373	1,394	1,468	1,600	1,993
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,144	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
572:電気機械組 立工	1	全国	100.0%	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956
	2	福岡	95.2%	1,017	1,171	1,284	1,303	1,372	1,495	1,863
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,068	1,230	1,349	1,369	1,441	1,570	1,957
611:金属材料検 査工	1	全国	100.0%	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
	2	福岡	95.2%	1,030	1,185	1,299	1,319	1,389	1,513	1,885
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,082	1,245	1,364	1,385	1,459	1,589	1,980
684:フォークリ フト運転	1	全国	100.0%	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
	2	福岡	95.2%	1,103	1,270	1,391	1,412	1,488	1,621	2,019
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,159	1,334	1,461	1,483	1,563	1,703	2,120
754:倉庫作業員	1	全国	100.0%	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
	2	福岡	95.2%	1,088	1,251	1,372	1,393	1,468	1,599	1,991
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,143	1,314	1,441	1,463	1,542	1,679	2,091
756:荷造作業員	1	全国	100.0%	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
	2	福岡	95.2%	1,031	1,186	1,300	1,320	1,390	1,515	1,886
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,083	1,246	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
771:製品梱包作 業員	1	全国	100.0%	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880
	2	福岡	95.2%	978	1,126	1,234	1,253	1,319	1,438	1,790
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,027	1,183	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880
781:選別作業員	1	全国	100.0%	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
	2	福岡	95.2%	1,063	1,224	1,341	1,362	1,433	1,563	1,945
	3	退職金(5%)上乘せ後		1,117	1,286	1,409	1,431	1,505	1,642	2,043

別表2 (定期昇給表)

採用した 統計	年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	昇給率	1.0295	1.0599	1.0911	1.1233	1.1565	1.1906	1.2257	1.2619	1.2991	1.3374
自社独自の統計	年数	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
	昇給率	1.3769	1.4175	1.4593	1.5023	1.5467	1.5923	1.6393	1.6876	1.7374	1.7887

※2023年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果(加重平均)規模別100人未満の昇給率を参考に策定

別表3 (能力等級表)

257：総合事務員 (福岡)	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,549		1,475	1,549	10年
	Bランク	1,422		1,354	1,422	5年
	Cランク	1,351		1,286	1,351	3年
	Dランク	1,055		1,004	1,055	0年

536：金属製品製造工	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,622		1,544	1,622	10年
	Bランク	1,488		1,417	1,488	5年
	Cランク	1,414		1,346	1,414	3年
	Dランク	1,104		1,051	1,104	0年

561：木製製品製造工	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,574		1,499	1,574	10年
	Bランク	1,445		1,376	1,445	5年
	Cランク	1,373		1,307	1,373	3年
	Dランク	1,071		1,020	1,071	0年

571：一般機械器具組立工	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,680		1,600	1,680	10年
	Bランク	1,542		1,468	1,542	5年
	Cランク	1,464		1,394	1,464	3年
	Dランク	1,144		1,089	1,144	0年

572：電気機械組立工	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,570		1,495	1,570	10年
	Bランク	1,441		1,372	1,441	5年
	Cランク	1,369		1,303	1,369	3年
	Dランク	1,068		1,017	1,068	0年

611：金属材料検査工	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,589		1,513	1,589	10年
	Bランク	1,459		1,389	1,459	5年
	Cランク	1,385		1,319	1,385	3年
	Dランク	1,082		1,030	1,082	0年

684：フォークリフト 運転	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,703		1,621	1,703	10年
	Bランク	1,563		1,488	1,563	5年
	Cランク	1,483		1,412	1,483	3年
	Dランク	1,159		1,103	1,159	0年

754：倉庫作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,679		1,599	1,679	10年
	Bランク	1,542		1,468	1,542	5年
	Cランク	1,463		1,393	1,463	3年
	Dランク	1,143		1,088	1,143	0年

756：荷造作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,591		1,515	1,591	10年
	Bランク	1,460		1,390	1,460	5年
	Cランク	1,386		1,320	1,386	3年
	Dランク	1,083		1,031	1,083	0年

771：製品梱包作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,510		1,438	1,510	10年
	Bランク	1,385		1,319	1,385	5年
	Cランク	1,316		1,253	1,316	3年
	Dランク	1,027		978	1,027	0年

781：選別作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ×前払退	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,642		1,563	1,642	10年
	Bランク	1,505		1,433	1,505	5年
	Cランク	1,431		1,362	1,431	3年
	Dランク	1,117		1,063	1,117	0年